

規則を守って楽しい漁業

赤川漁業協同組合

山形県鶴岡市本町三丁目 3-20

電話 0235-22-2077

漁業の期間

(行使規則第4条)

漁業	漁業期間
瀬曳網漁業	3月1日～8月31日
ます巻網漁業	3月1日～8月31日
あゆ網漁業	大山川 9月1日～10月31日
	赤川・京田川水系 8月1日～10月31日
刺し網漁業	赤川水系 3月1日～8月31日
	京田川水系 3月1日～8月31日
もくずがに漁業	9月1日～12月31日

魚種	漁業期間
いわな・やまめ・にじます	4月1日～9月30日
あゆ	解禁日から10月31日まで 掛釣は、さけ築下に限り、 8月15日～10月31日まで (三川橋から羽黒橋の間は9月1日から) 禁漁日は山形県漁場管理委員会の指示に準ずる
八ツ目	7月21日～翌年5月9日
遡河性ます	3月1日～8月31日

禁止区域・期間

魚種	漁具・漁法	区域	期間
全魚種	舟艇及び網漁	1. 大鳥池 2. 黒森地内新川橋上流床止工から河口	周年
	刺し網	伊勢横内床止工から下流 100M 地点まで	
	全漁具・漁法	1. 大鳥池に注ぐ西沢 ・大鳥池落口から上流 1.5 kmの地点から上流の東沢 ・大鳥池落口から上流 1 kmの地点から上流の中ノ沢 ・大鳥池落口から上流 850M の地点から上流の西ノ沢 ・八久和川との合流点から上流アオ倉沢分岐点までの小国沢 ・八久和川との合流点から上流 2.5 km地点までの戸立沢 ・戸立沢との合流点から上流 1km 地点までの茶畑沢 ・八久和川との合流点から上流 1 km地点までの平七沢 ・八久和川(出合川)との合流点から上流 800M の地点までのオツボ沢 2. 赤川頭首工から上下流 100M 地点まで 3. 馬渡床止工から上下流 100M 地点まで 4. 月山ダム上流左岸1号標柱から右岸2号標柱を結ぶ線から下流梵字川ダムまでの梵字川 5. 伊勢横内床止工から上下流 100M 地点まで 6. 黒川床止工から上下流 100M 地点まで	
		大鳥池全域	
	投網・刺し網	鶴岡市日枝地内坂本橋から鶴岡市宝町地内三次郎橋までの内川	周年
はや	全漁具・漁法 (さお釣りを除く)	1. 三川橋から上流羽黒橋までの赤川 2. 前野橋から上流添川橋までの京田川 3. 津利橋から上流石山橋までの大山川	5月20日から 6月30日まで
かじか	全漁具・漁法	1. 羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川 2. 前野橋から上流添川橋までの京田川 3. 津利橋から上流石山橋までの大山川	5月1日から 5月31日まで
遡河性ます	瀬曳網	三川橋下流全域	周年
	ます巻網	1. 三川橋より下流全域 2. 砂川堰堤から下流 100M 地点まで 3. 梵字川と早田川の合流点から上下流 100M 地点まで	
全魚種	巻網・投網	津利橋より上流の大山川	稚あゆ放流の日から 8月31日まで

※ 3枚網及び刺網（あゆ巻網）を継ぎあわせて使用することは出来ません。

採捕の制限

※ 下記の体長以下の幼魚は採捕を禁止されています。

(行使規則第8条)

魚種	体長	魚種	体長
うぐい(はや)、ふな	5cm以下	やまめ、いわな、にじます	15cm以下
もくずがに	甲幅5cm以下	ひめます、さくらます	
こい	10cm以下	やつめうなぎ、うなぎ	30cm以下

漁具・漁法の禁止及び制限

(山形県内水面漁業調整規則)

1. 巻き持ち網にして土木石竹を持って奇手を建設する漁法	7. 瀬干し及びすがぜめ
2. うなわ(うなわ類似のもの又はゴロ石を含む)	8. 火光を利用する漁法
3. 板押し	9. 箱せん及びびんせん
4. ます刺し網(流し網、3枚網を含む)	10. やす・もり(ます・こいに使用するもの)
5. 水中に電流を通じてなす漁法	11. 1枚網以外の刺し網
6. 爆発物又は有毒物を使用する漁法	

【罰則】 6ヵ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらを併科

改定 H28.7.22

・河川と海面の境界は、一般的に『河口部の兩岸を結ぶ線』とされておりますが、物標等で明確に区分されておらず、また、加工は大きく形状が変化することもあるため、河口付近での遊漁のトラブルが多く発生しています。

基本的に加工を含む河川側は内水面の漁業権漁場となります。海で釣りをされる場合は誤解を招かない場所で釣りをお楽しみください。

・ブラックバスなど、漁業権魚種以外の魚を狙っている場合でも、漁業権魚種が釣れると常識的に考えられる釣り方であれば、遊漁証が必要です。

・過去に河川の増水による不幸な事故がおきています。釣り場で雨が降っていなくても、上流に降った雨が河川に集まって急激に増水することがあります。十分に注意しましょう！！

湖沼・河川での釣りは楽しいものですが、一部の心ない人達のマナー違反等により、漁業生産活動や地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。みんなで楽しい遊漁の環境を維持していきましょう。

また、釣りは自然の中で行うものなので、少なからず危険や注意すべきことがあります。楽しいはずの釣りが、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

〇釣りのマナー

- ☆ 釣りの仕掛けや空き缶などのゴミは、釣り場に捨てないで自分で持ち帰りましょう。
- ☆ 堤防や土手を崩したりしないように釣り場を大切にしましょう。
- ☆ 子供の魚が釣れたら、川に返してやりましょう。
- ☆ よく釣れるからといって、その場所を独占したり、逆に割り込んだりしないようにしましょう。
- ☆ テントなどを張って場所取りをしないようにしましょう。

